

JARI-RB 審査ニュース

第162号
[2010年9月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

判定委員会委員の研修会行われる

事業部 陶山 由美子

9月2日（木），今年で5回目となるISO 14001及び9001のJARI-RB判定委員研修会が
いすゞ自動車株式会社 藤沢工場で行われました。

同工場は1962年に操業を開始し主に大型，中型，小型トラックの生産を行っており，
研究施設も併設しております。

当日は，同社のご好意によりプレス加工から溶接，塗装，組立，検査にいたる生産
現場を詳細に見学させていただくことができました。

判定業務に求められる新しい思考，技術の知識取得を目的とした研修会は，終始，
有意義な意見交換のもとに進められ，パフォーマンス向上を目指す改善活動はもとより
特に検査の徹底ぶりに感心させられました。

判定委員の方々との質疑応答では「地球環境憲章」の改定についての話題もあがり，
環境意識の高さも伺い知ることができました。

いすゞ自動車株式会社 藤沢工場の事務局様をはじめ，研修会開催にご協力いただき
ました皆様方に紙面を借りて厚く御礼申し上げます。



登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0796	2010. 8. 6	トヨタ紡織株式会社 高岡地区	シート、ドアトリム等の自動車用内装部品の製造

登録(品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0182	2010. 8. 3	株式会社工進精工所	鉄道車両機器、産業用機器、油圧機器の設計、製造及び自動車部品の製造
JAQR0183	2010. 8. 3	有限会社リンショウ	プラスチック射出成形部品の製造
JAQR0184	2010. 8. 3	佐野工業株式会社	自動車用車体部品及び内装部品（主にシート）の製造

更新(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0041	2010. 8. 26	アンデン株式会社	リレー、電子コントローラ、ITS機器等の設計及び製造
JAER0262	2010. 8. 7	富士機工株式会社	自動車用部品、付属品の設計及び製造
JAER0263	2010. 8. 7	株式会社タケヒロ	自動車用内装部品製造
JAER0264	2010. 8. 7	河村化工株式会社	自動車用樹脂部品の製造
JAER0265	2010. 8. 25	名南熱処理工業株式会社	自動車部品等の熱処理加工
JAER0304	2010. 8. 20	株式会社ニッパ	ラジエータキャップ等自動車部品の製造
JAER0321	2010. 8. 6	仁科工業株式会社	産業車両及び建設機械用油圧制御機器の製造
JAER0593	2010. 8. 6	トヨタ部品広島共販株式会社	自動車部品、用品、礦油、携帯電話等の卸売及び小売
JAER0595	2010. 8. 20	泰成興業株式会社 本社・三河営業所・三重営業所	プラスチック原料・製品、土木・建設関連各種資材・製品及び各種機械装置・設備資材の販売
JAER0596	2010. 8. 20	トヨタエルアンドエフ東京株式会社	フォークリフト等の各種産業車両、無人物流システム及びトヨタ物流機器、環境機器の販売並びに修理
JAER0597	2010. 8. 20	HOEI GROUP	アルミ溶解及び溶湯販売、廃棄物の収集運搬、金属及びプラスチック等の有価物の分別処理、並びに鉄屑と廃プラスチックを用いた高炉用還元剤のブリケット加工処理
JAER0598	2010. 8. 27	自動車部品工業株式会社 本社・海老名工場・真岡工場	産業用エンジン、自動車・産業用車両のプロペラシャフト他パワートレイン系部品の設計・開発及び製造
JAER0599	2010. 8. 27	浜名環境株式会社	一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、浄化槽の保守点検及び清掃、ビルメンテナンス（公共施設の特別清掃に係わる業務（日常清掃業務は除く））並びにビル施設及び建築付帯設備の清掃に係わる業務
JAER0600	2010. 8. 27	東京精密発條株式会社 本社及び江戸川工場	精密機器用スプリングの製造

更新(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0020	2010. 8. 25	富国石油株式会社※	プラスチック成形品、コンクリート離型剤の設計、製造・本社東名工場の拡大
JAQR0155	2010. 8. 21	株式会社ケー・ジー・ケー	機械加工装置の設計・製造・据付、開発試作品製造、少量部品加工

※登録組織の拡大

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ（URL: <http://www.jari-rb.jp/>）をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(10.7/16～10.8/20)

法令情報

1. 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（第31号）に係る政令と省令の公布（2010.8.4）

大気汚染防止に係る『事業者の責務』の規定が追加され、有害物質の測定法が改められました。

①大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（2010.8.4政令第180号）

②大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（2010.8.4環境省令第15号）

今回の省令改正は、日本工業規格（以下「規格」という。）の変更、及び「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成22年法律第31号、以下「改正法」という。）の一部施行に伴う改正。

【概要】

1) 改正法の一部施行に伴う改正

大気汚染防止法第17条の2（事業者の責務規定）を追加する規定は、2010年8月10日から施行。

『事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。』

2) 規格の変更に伴う改正

大気汚染防止法施行規則の別表第3の備考欄に掲げる有害物質の測定方法を下表のとおり改めた。

項	有害物質	測定方法	
		新	旧
一	カドミウム及びその化合物	JIS規格K0083	原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法
五	鉛及びその化合物	（排ガス中の金属分析方法）	
二	塩素	JIS規格K0106 （排ガス中の塩素分析方法）	規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法
三	塩化水素	JIS規格K0107 （排ガス中の塩化水素分析方法）	規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法、硝酸銀法（廃棄物焼却炉に限る。）
四	弗素、弗化水素及び弗化珪素	JIS規格K0105 （排ガス中のふっ素化合物分析方法）	規格K0105に定める方法のうち吸光光度法

※施行期日は、塩素に係るものは本年10月1日、それ以外については公布の日（8月10日）とする。

《参考：『大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（第31号）』公布日：2010.5.10》

公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。ただし、大気汚染防止法の17条の2関係及び水質汚濁防止法の法第14条の4関係は公布の日から起算して3月を経過したから施行されることがされている。

1) 【大気汚染防止法の一部改正関係】

- ①都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき等は、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができる。（第14条関係）
- ②ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設ける。（第16条、35条関係）
- ③事業者の責務（第17条の2関係）は上記1. 1)に同じ。

2) 【水質汚濁防止法の一部改正関係】

- ①この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（③において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。（第2条第4項関係）
- ②排水を排出する者等に対し、排水等の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設ける。（第14条第1項及び第2項並びに第33条関係）

- ③事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、その汚染状態が水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加するとともに、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により**指定物質**を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付ける。（第14条の2関係）
- ④事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。（第14条の4関係）

2. 電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定に係る係数の告示 (2010. 8. 17) 温室効果ガス算定排出量の実排出量と調整後排出量を算出するための係数が公表された。

抜粋参考表 電気事業者のごとのCO₂排出係数と調整後排出係数の比較（全事業者数：32者）

電気事業者名	CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)
北海道電力株式会社	0.000588	0.000588
東北電力株式会社	0.000469	0.000340
東京電力株式会社	0.000418	0.000332
中部電力株式会社	0.000455	0.000424
北陸電力株式会社	0.000550	0.000483
関西電力株式会社	0.000355	0.000299
中国電力株式会社	0.000674	0.000501
四国電力株式会社	0.000378	0.000326
九州電力株式会社	0.000374	0.000348
沖縄電力株式会社	0.000946	0.000946
株式会社G-Power	0.000005	0.000000
丸紅株式会社	0.000501	0.000412

- ①温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件（2010. 8. 17経済産業・環境 告示第10号）
【内容】地球温暖化対策の推進に関する法律施行令における総排出量算定期間の係数（kg-CO₂/kWh）
- ②特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された**電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数**及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（2010. 8. 17経済産業・環境 告示第11号）
【内容】電気事業者ごとの二酸化炭素の排出の程度を示す実排出係数『該当32社』（t-CO₂/kWh）
- ③温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（2010. 8. 17経済産業・環境 告示第12号）
【内容】電気事業者ごとの調整後排出係数『電力会社8社とその他の会社2社』（t-CO₂/kWh）

一般情報

土壤汚染対策法に基づく調査、措置、汚染土壌の運搬及び処理に関するガイドライン（暫定版）の公表について（お知らせ）（環境省 2010. 7. 23）

1) 公表についての経緯

2010. 4. 1より、改正土壤汚染対策法（以下「改正法」という。）が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づく調査及び措置並びに汚染土壌の運搬及び処理を行うに当たって参考となる手引きとして、これらのガイドラインが公表されました。

2) ガイドラインの概要

(1) 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン暫定版

どのような場合に調査を行うことになるのかや区域の指定等の考え方について解説。あわせて、土壤汚染状況調査やオンサイト措置を実施する際の技術的基準等について紹介。

〈目次〉 第1章 土壤汚染対策法の概要、 第2章 土壤汚染状況調査、 第3章 要措置区域等の指定、 第4章 指定の申請、 第5章 汚染の除去等の措置

(2) 汚染土壌の運搬に関するガイドライン暫定版

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する際の手続や要措置区域等外において汚染土壌を運搬する際に従わなければならない運搬基準等について紹介。

〈目次〉 第1章 概要， 第2章 汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令， 第3章 運搬に関する基準， 第4章 汚染土壌の処理の委託義務， 第5章 措置命令

(3) 汚染土壌の処理業に関するガイドライン暫定版

改正法により新たに創設された汚染土壌処理業の許可の申請の手続やその許可の基準について解説。あわせて、汚染土壌処理業者が汚染土壌を処理する際に従わなければならない処理基準等について紹介。

〈目次〉 第1章 概要， 第2章 汚染土壌処理業の許可， 第3章 変更の許可等， 第4章 改善命令， 第5章 許可の取消し等， 第6章 名義貸しの禁止， 第7章 許可の取消し等の場合の措置義務

受審者からひとこと**ISO 9001 認証取得にあたって**

株式会社 工進精工所
ISO推進室
加藤明俊

1. 会社紹介、事業活動概要

弊社は、大正2年東京都品川区東大崎にて工進商会（鉄道省指定工場）として創業し、昭和2年工進精工所と改称後、昭和9年に株式会社工進精工所と改組いたしました。

その後、昭和19年練馬区に移転し、本社・練馬工場を40年以上、当地において創業いたしました。

この間、昭和43年埼玉県狭山市に米国ラシン社との合併で油圧機器メーカーとしてコーシンラシン株式会社を設立しました。

平成4年、コーシンラシン株式会社を吸収合併することを機に、本社・練馬工場を埼玉県狭山市に移転し現在に至っております。

また、平成5年に中国大連の協力メーカーにて油圧機器の加工組み立てを始め、平成15年には、中国大連に子会社を設立して中国展開も行っております。

弊社の事業内容は創業より続く鉄道車両機器の生産に加え、その後の時代の変遷により油圧機器、産業用機器の生産、自動車用部品の加工と幅広く展開しております。

皆様の身近で目にすることができる弊社の看板と言える製品は鉄道車両用の集電装置（パンタグラフ）であります。

新幹線、在来線はもとよりモノレールや新交通システム用の集電装置を設計開発の段階より手がけております。

この他、鉄道ではディーゼルカー用の減速機、油圧ではポンプ、各種バルブ、トラックのウィングを開閉するパワーユニットとシリンダー、建設機械・農業機械のコントロールバルブ、産業機器では自動車エンジンのPTO装置や磁力式トルク制御装置などが代表的な製品です。

また、自動車では大型トラックメーカー向けの足回り部品やエンジン部品をライン生産しており、これらの工業製品を通じて国家社会に貢献することが弊社の企業目的でもあります。

（弊社ホームページ

<http://www.koshin-s.co.jp>）

2. 導入の背景

国内での自動車あるいは鉄道の仕事では、顧客との品質保証関係が保たれていればやっていける面が長くあったと思いますが、時代の流れが急速に変化しグローバルな社会を向かえ、海外への展開をしていくためにも認証取得が当たり前の状況になってきました。

国内においてもISO 9001導入が盛んになってから10年以上経過し、顧客の品質監査等もISOの要求事項に従った監査で行われる機会が増え、顧客の品質要求に答えるためにも自分達がISO 9001のシステムに基づいた品質活動が出来なくてはならない状況になりました。

この様な中、平成20年現社長が就任し品質最優先として品質組織の強化が図られるとともに、社長方針の中にISO 9001認証取得による弊社の体質改善が打ち出され、トップダウンとして取り組んできました。

3. 認証取得への取り組みを通じて

平成13年9月にISO 14001を認証取得しましたが、その後に引き続いてISO 9001も認証取得しようではないかということで、内部監査員4名の養成、平成16年にはISO 9001:2000版をベースにマニュアルと規定・要領類を作成したのですが、当時の景気状況等もありキックオフできないままになっていました。

EMSを推進する兼任組織としてISO推進室がありましたが、平成20年10月の組織変更にて品質本部下にISO推進室が置れ、ISO 9001認証取得活動がスタートしました。

しかしながら私自身設計部門から品質保証部門に異動して一年も経たない内に推進担当を拝命し、環境の担当はこれまで兼任していたものの、ISO 9001に関してはほぼ無知に近く全く不安なスタートでした。

その様な中、なんとか認証取得に向け動き出せたのは、過去の2000年版のベースがあったことと、当時課長クラスだった内部監査員メンバーが各部門長となり、自部署を率先して展開する立場になっていたことが幸いしたのかもしれませんが。

コンサルタントは導入せず、品質担当役員、内部監査員メンバーにISO 9001認証取得作業を経験した関連グループ会社からの異動者を加えた推進メンバーで準備を進め、平成21年10月に全社キックオフをすることが出来ました。

過去の2000年版のベースが有ったとはいえ、やはり規定要領類の整備が大変で「今やっている仕事の手順をまとめてくれれば良い」といっても、なかなかまとめられない部門もあり文書審査ギリギリまでかかったものもあります。

弊社の製品は多品種小量品が多く、業界もさまざま、かたや自動車の様にライン生産もある等という状況から、あれこれ細かい条件を考え出すと、まとまらなくなるので、まずは基本となることを成文化するようにしました。（これも経験者からのちょっとしたアドバイスでした）

平成22年よりシステムの運用をスタートし実践する中で規定類の見直しを行い、内部監査、マネジメントレビューを経て、5月下旬文書審査、6月下旬本審査を受けて、この8月に認証を取得することができました。

当初、私自身の理解不足による自信の無さからうまく展開ができず、担当役員より「渴」が入りました。

しかし、すぐ後に「とにかく自分の考えた様に自信持ってやって見なさい。駄目なら直せば良いのだから」との言葉をいただき気が楽になり、とにかく必死に取り組ませてもらいました。

審査の後で「文書が多過ぎだね」と言われる程の文書体系になってしまい、この辺のシステムのスリム化が次の活動の目玉と考えています。

4. 今後の活動

認証取得は顧客が満足していただく製品の提供と、弊社の体質改善・品質意識向上の第一歩であり、構築したシステムを有効に活用し定着させていくこれからの本当の活動になると考えます。

認証取得ということで前述の通り少し硬く考えすぎた面もあると思いますので今後の運用を通じて自分たちの身の丈にあったムダのないシステムにしていく様、全員参加で改善していきたいと思います。

最後になりましたが、今回の認証取得にあたり御指導、御協力いただきました皆様に心から感謝いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。

